

議案第 15 号

野田市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

野田市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市消防団条例の一部を改正する条例

野田市消防団条例（平成10年野田市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条中「860人」を「720人」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

消防団を取り巻く社会環境の変化に伴い、消防団員の数が年々減少傾向にあることから、各分団の実情を勘案し団員定数を改めようとするものである。

参考資料

野田市消防団条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市消防団条例（平成 10 年野田市条例第 34 号）

改 正 案	現 行
(定員) 第 3 条 消防団員(以下「団員」という。)の 定数は、 <u>720</u> 人とする。	(定員) 第 3 条 消防団員(以下「団員」という。)の 定数は、 <u>860</u> 人とする。